



清瀬市訓令第46号

福祉・子ども部

清瀬市避難行動要支援者個別支援計画作成業務委託実施要綱を次のように定める。

令和3年7月19日

清瀬市長 渋谷 金太郎

(目的)

第1条 この要綱は、避難行動要支援者（清瀬市地域防災計画に規定する災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する高齢者、障害者等をいう。以下同じ。）の避難支援の基となる避難行動要支援者個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）の作成を地域の福祉事業所等の協力を得て、より効率的に調製することを目的とする。

(対象者)

第2条 個別支援計画作成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、避難行動要支援者名簿に登録されている避難行動要支援者のうち、避難支援等関係団体に対し、情報を提供することの同意を得ている者とする。

(個別支援計画)

第3条 個別支援計画は、避難行動要支援者が避難することについて支援するために必要な次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号
- (2) 緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、続柄
- (3) 支援者の氏名、住所、電話番号、続柄
- (4) 避難場所等
- (5) 避難時の留意事項
- (6) その他市長が必要と認める事項

2 個別支援計画の作成にあたっては、避難行動要支援者の意思を尊重する。ただし、避難行動要支援者が意思表示できない場合は、その家族等の意思を尊重する。

(事業の委託)

第4条 市長は、避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、この事業を適切に遂行できると認められる事業者（以下「委託事業者」という。）へ委託することができる。

(業務完了報告)

第5条 委託事業者が個別支援計画を作成したときは、翌月15日までに業務完了報告書を添えて市長に提出させなければならない。

2 市長は、提出があった個別支援計画の内容を確認し、補正すべき点等があった場合は、委託事業者にその旨を通知し、再提出を求めるものとする。

(庶務)

第6条 個別支援計画の作成に係る庶務は、福祉・子ども部福祉総務課において処理する。

(様式)

第7条 この要綱の施行について、必要な書類及び帳簿等の様式は、別に定める。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、個別支援計画の作成に関し
必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。